

審 査 基 準

令和7年6月28日

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第5条第4項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：